

Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室
TEL: 03-6213-0511 FAX: 03-6213-0512 MAIL: office@sasanami-law.com
URL <https://www.sasanami-law.com>

2024 Summer

No. 16



フリーランス新法の概要

弁護士 山本 裕子

令和5年4月に成立し同年5月12日に交付された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(以下「本法」)は、交付日から1年6カ月を超えない日までに施行される定めとなっており、本年11月上旬までに施行予定です。

個人や一人会社で業務委託を受ける事業者(フリーランス)は、企業等組織の発注事業者との関係で交渉力等の格差のため不利な立場になりやすいにもかかわらず、雇用関係にある労働者ではないため労働関係法令の適用はなく(偽装請負で実質的に労働者である場合は別)、発注者の資本金が1000万円以下の場合には下請法の対象にならないなど適用範囲が限られているため、法的な整備が検討されていました。

本法は、取引の適正化と就業環境の整備を図り、フリーランスとして働く個人が安定的に働くことができる環境を整備しようとするものです。

1 対象となる当事者

- 1) 「特定受託事業者」(以下「フリーランス」)とは、業務委託の相手方の
 - ①事業者の個人であって、かつ、従業員を使用しないもの
 - ②事業者の法人であって、1名の代表者以外に取締役等の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- 2) 「特定業務委託事業者」(以下「発注事業者」)は、
 - ①従業員を使用する個人事業者
又は
 - ②2人以上の役員があり、又は、従業員を使用する法人たる事業者

2 取引適正化に関する定め(下請法に類似)

- 1) 給付内容等の明示
発注事業者は、フリーランスに業務委託した場合、原則としてただちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等を、書面またはメール等の電磁的方法により明示しなければならない。
注:この明示義務のみ、従業員の使用の有無を問わず、業務委託をする全事業者に適用される。
- 2) 報酬の支払期日等
発注事業者は、フリーランスからの給付を受領した日から60日以内の支払期日を設定し、支払わなければならない。これに違反する支払期日が定められたときは、給付受領日から起算して60日を経過する日が支払日とみなされる。

ただし、再委託の場合は、発注事業者が再委託である旨等明示した場合に限り、元委託支払期日から30日以内の支払期日を設定することができる。

- 3) その他の遵守事項
一定期間以上の業務委託に限り、下記の遵守事項が適用される。
 - ①フリーランスに帰責事由のない給付の受領拒否
 - ②フリーランスに帰責事由のない報酬減額の禁止
 - ③フリーランスに帰責事由のない給付物の返品禁止
 - ④買ったたきの禁止
 - ⑤正当な理由のない物品の購入・役務の利用強制の禁止
 - ⑥不当な経済上の利益の提供要請の禁止
 - ⑦フリーランスの帰責事由のない給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止
- 4) 公正取引委員会・中小企業庁の法違反に対する指導・勧告・措置命令・公表等
フリーランスの公正取引委員会等に対する申出及び措置要求。かかる申出を理由とした不利益取扱いの禁止。

3 フリーランスの就業環境の整備(労働関係法令に限定的に類似)

- 1) 募集情報の的確な表示義務(虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止)
- 2) 継続的業務委託の場合の、妊娠・出産・育児・介護との両立への配慮義務
- 3) ハラスメント行為について適切に対応するために必要な体制の整備等の措置義務
- 4) 継続的業務委託に係る契約の中途解約・不更新の際の原則30日前までの事前予告
- 5) 労働局の法違反に対する指導・勧告・命令・公表等
フリーランスの労働局に対する申告等。かかる申出を理由とした不利益取扱いの禁止。

4 企業の留意点

本法は、企業規模や業務委託の種類に関係なく発注事業者に適用され、発注先が法人であっても従業員がいなければ適用対象となります。下請法類似の規制やハラスメント防止対策など、ご確認いただければ幸いです。なお、詳細については、施行日前に、公正取引委員会や厚生労働省から規則やガイドラインが公表される予定です。

参考URL

フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組(公正取引委員会HP)

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



第二東京弁護士会副会長を終えて

弁護士 横田 高人

私は、2024年3月までの1年間、第二東京弁護士会の副会長を務めておりました(ちなみに、現在放映中のNHK朝ドラ「虎に翼」の主人公のモデルとなった三淵嘉子さんの弁護士時代の所属は、第二東京弁護士会でした)。

「弁護士会」は所属弁護士や市民の方々からのアクセスのために多種多様な業務を行っていますが、今回は2点だけご紹介します。

1 弁護士会による弁護士の監督(弁護士自治)

弁護士は、今は自由業=ビジネスという側面も大きく、個々の弁護士の活動領域としては、法律事務所のみならず、企業、行政機関・自治体等々、多岐にわたっています。

一方、弁護士法1条1項には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定められており、弁護士は本来的に公共に奉仕すべきものとして、これが社会からの信頼に繋がっている面もあります。

この弁護士に対する社会からの信頼を守るためには、弁護士に対する監督を適正に行うことが必要です。しかし、戦前の弁護士法において、弁護士の監督は、検事正や司法大臣又は懲戒裁判所といった国家機関により行われていました。

これに対し、戦後、弁護士法改正にあたり、弁護士は国家機関の非違を正すべき職責があることから、その監督も国家機関ではなく弁護士会で行うこととされました(弁護士自治の根幹)。これに基づき、弁護士会では、弁護士倫理に反する弁護士に対する懲戒処分を行っていますが、それ



のみならず、市民相談窓口への苦情を端緒として、個々の弁護士に対する指導監督を行うこともあります。

2 弁護士の業務領域の拡大と弁護士の魅力の発信

前述の通り、現在は弁護士の活動領域は多岐にわたります。これは個々の弁護士の努力も大きいですが、弁護士会でも、弁護士の業務領域を拡大し、もって特に若い弁護士が将来進むべき道の選択肢を広げる努力をしています。

第二東京弁護士会では、企業との関係では、日本組織内弁護士協会との連携や社外役員希望者の名簿の整備等を、自治体との関係では、任期付公務員の推薦、弁護士登用に向けた働きかけ及び委員・講師派遣等の法的サービス等を行っています。

そして、このような多岐にわたる弁護士の仕事の魅力を発信し、明日の法曹を担う人材を見出し、法曹界に興味を持ってもらうような活動を行うことも、弁護士会の大事な仕事です。昨年度は、学生向けのイベントや、司法修習生向けのイベントも積極的に行い、法曹のやりがいや楽しさをアピールしました。

3 さいごに

副会長在任中、通常の弁護士業務の中では経験できなかった皆さんの会合に出席し、皆さんの人と出会い(生まれて初めての海外旅行(台北)も経験できました)、大変刺激的な1年間でした。また、筆頭副会長として、弁護士会事務局のマネジメントにも携わりました。今後はこれらの経験を活かして、顧客の皆様のためによりよいリーガルサービスが提供できるように尽力してまいります。